

官民競争入札等監理委員会  
第262回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第262回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和3年3月17日（金）10:03～11:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について  
○農林水産省／政府米の販売等業務
3. 評価（案）について  
○独立行政法人労働者健康安全機構／情報システム共通基盤（プラットフォーム）構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務、事業統計システムソフトウェア運用・保守業務、グループウェアシステム運用・保守業務
4. 市場化テスト事業に対する新型コロナウイルス感染症影響調査【非公開】
5. 閉 会

<出席者>

（委 員）

稲生委員長、井熊委員長代理、浅羽委員、石上委員、稲葉委員、梅木委員、尾花委員、清原委員、古笛委員、関野委員、中川委員、古尾谷委員

（事務局）

渡部事務局長

小原参事官

飯村企画官

廣田参事官補佐

○事務局 それでは、第262回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は議事次第のとおり、2から4まで御議論いただきます。このうち議題4につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとします。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札等監理小委員会で審議を行いました。

小委員会Bの1件、「農林水産省／政府米の販売等業務」について、主査の井熊委員より説明をお願いします。

○井熊委員長代理 はい。では、井熊でございます。資料1-1と、それから、資料A-1に沿って御説明を申し上げたいと思います。

「政府所有米穀の販売等業務」についてでございます。これについては、大分長くこの委員会で取り扱ってきた案件でございます。政府が保有している米穀の保管、運送、それから、とう精、かび確認、そういった業務を一括して民間に委託ということでございます。

過去の選定の経緯というものが資料1-1に書いてございますが、経緯の一番下のほうでございます。第4期の事業評価で、法令違反等はなく、平成28年度事業の評価が順調であれば、審議を行わずに、終了プロセスに移行することが適当であるというような議論がなされてきたところでございます。

ところが、2ポツに行きまして、平成30年4月に法令違反事案というものが明らかになりました。一部の倉庫で、鼠害等の被害を報告せず、袋を詰め替えて偽造した農産物の検査証明書を押ししていた、そういうような事案でございます。

A-1という資料がございますので、これに対応して、A-1の2枚目の、ページで言うと4ページ目ですね。「政府所有米穀の販売等業務の確認業務について①」というものでございます。ここに、こういうような問題が起きたことに対する対応の推移というようなものがございます。平成30年までの対応。これは業者に対して、地方農政局が直接、確認、指導監督を行ったというところでございます。問題の発生を受けまして、平成元年度の対応、令和2年度の対応というような形で、農林水産省のほうが実施調査、きちんとした業務をやっているかどうかを行う第三者機関というのを選定して、それが法令違反等の業務はないか確認したということでございます。

これを令和3年度以降ですね。この第三者機関の選定というものを含めて、受託業者に委託しようというようなことであります。ですので、受託業者に自己をチェックすることを行わせようということでございます。

次のページに参りまして、この自己チェック機能というものがきちんと行われるようにしている体制の図でございます。「政府所有米穀の販売等業務の確認業務について②」というのがございます。この中に、第三者機関というようなチェックをする機能がちゃんと機能するように、受託業者の中で、確認業務委員会において、確認業務計画というのを政府

の確認を受けながらつくり、かつ、政府が参加する政府所有米穀販売等業務運営協議会というものをつくって各事業者の問題の共有や再発防止策の検討等を行い、自己チェック機能がきちんと機能するようにしていこうということでございます。これが一番大きな修正点でございます。

資料1-1に戻っていただきまして、裏面を見ていただきますと、今、御説明したようなところが上のほうに書いてありまして、その他の修正事項としては、小さな点として、食事提供団体、食事の発送業務の追加というようなことでございます。これらにつきまして、4ポツでございますけども、実施要項（案）の審議についてということでございますが、あまり大きな意見はありませんでした。確認事項として、企画提案書段階で、この第三者機関の運営等もその実施方法の評価を行うのかというようなことがございましたが、これについては特に体制の是非というものを評価するようなことは行わないという回答がなされております。国が示した基準に従って評価していく、そういうような形にしているということでございます。

5ポツは、パブリックコメントの対応についてでございますが、これについては、実質的に実施要項（案）を変更するような意見はなかったということでございます。

以上、説明でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段、御意見等ないようですので、これまでとさせていただきますと存じます。稲生委員長、よろしくお願いいたします。

○稲生委員長 では、今回、調整事項がないということでございますので、「公共サービス改革法第14条第5項」の規定によりまして附議されました実施要項（案）については、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思っております。

○事務局

それでは、議事次第3の「評価（案）」について、御審議をいただきたいと思っております。評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、小委員会Bの1件、「独立行政法人労働者健康安全機構／情報システム共通基盤（プラットフォーム）構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務、事業統計システムソフトウェア運用・保守業務、グループウェアシステム運用・保守業務について、事務局より、説明いたします。

○飯村企画官 では、事務局から、評価案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、事業の全体像を御説明したく、資料B-1の資料を御覧いただけますでしょうか。

今回の市場化テストの対象なのですけれども、一番上の欄に、右側のページを見ていただきますと、事業対象が書いてあるのですが、独立行政法人労働者健康安全機構が全国の

103拠点で利用している4つの業務システムがございまして、財務会計管財システム、人事給与システム、事業統計システム、グループウェアシステムとございまして、そのうち、右側の現行システムというところで黄色く示している事業統計システムとグループウェアシステムの運用の部分、及び共通基盤というのを今回改めて作っているのですが、そちらのシステムの構築及び運用、この3つになります。

今回の調達範囲なのですけれども、資料の左側が従前の部分なのですが、こちらと比べまして、調達範囲に変更がございます。具体的には共通基盤システムの調達、こちらは赤の点線で囲んだ黄色い部分があると思うのですが、こちらは従来の部分と見て比べていただきますと、4つの業務システムごとに、従来は専用のサーバを設置いたしまして、アプリケーションを運用しておりました。

それが今回は各業務システムのアプリケーションを効果的に、効率的に稼働させるということを目指してハードウェアを統合いたしまして、仮想基盤と緑で色づいていますけど、つくったということがございます。このほか、バックアップ機能を強化いたしまして、セキュリティ機能の強化というのも追加をさせていただきます。

このため、経費を比較する際なのですけれども、本資料の下の半分に経費欄とございますが、下から2段目のところ、青の部分と黄色い部分と分けて書いてあるところなのですが、こちら、要は、構築と運用の部分に分けて、それを少し組み替えるような形で比較できるような形にしております。

先ほど申し上げた、新たに追加した機能というところで、右側の半分の下のところ、オレンジ色のわきのところに※1、※2、※3と書いてある数字があると思うのですが、こちらは新しく追加した業務にかかる費用ですので、これらを除いて、比較しているというものでございます。

先に経費の比較の部分について申し上げますと、年額で見た場合に、事業統計システムの運用については、2,280万円、下線が引いてある左側のページを見ていただきます。そこから右側のほう、2,220万円となりまして、グループウェアシステムの運用につきましては、3,500万から2,650万円。共通基盤システムの運用・保守については、8,160万から7,770万円ですね。共通基盤の構築については、6,130万から5,090万円ということで、いずれも経費が削減されているというところをまず説明させていただきます。

続いて、評価案の説明に入りますけれども、資料の2を御覧いただければと思います。先ほどこれは3つの事業と申しましたが、一つずつ御説明させていただきます。3つの事業なのですが、全て、今回、市場化テストの第1期目ということになります。先に結論を申しますと、終了という評価をいずれもさせていただきます。

まず1つ目の資料2の通し番号の1ページのところ、共通基盤の構築及び運用・保守並びにデータセンターの運用業務から説明させていただきます。

実施期間は記載のとおりでございます、受託事業者が富士テレコム株式会社。3社の

応札がありましたので、競争性は確保されていると整理しております。契約金額が2億4,200万円。これは全体の金額でございます。

続いて、2の評価ですけれども、終了プロセスに移行することが適切と考えておりましたので、その論拠については2ページ以降に示しておりますので、御覧ください。

2ページ、(2)ですけれども、実施内容に関する評価として設定された確保されるべき水準は全て満たしております。サービスの質は確保していると考えております。

3ページ目の(3)の実施経費なのですけれども、先ほどの説明のとおり、新たに追加した業務を控除した経費で比較しまして、1,177万7,000円の削減が認められ、一定の経費削減効果があったと評価しております。

結論ですけれども、通し番号3ページの(4)評価のまとめのとおり、今回、複数応札になっており、セキュリティ強化の面から、民間事業所のノウハウと創意工夫の発揮というのは質の向上に貢献しておまして、質も確保されていたと評価しておりますので、終了と評価をしております。

また、(5)番、今後の方針としまして、下から2行目のところに、「本事業と同様の事業についても」とございますけれども、先ほど概要で説明をしました人事給与システムと財務会計管財システム、こちらの部分について想定しておまして、市場化テストの拡大措置の対象外とすることをこの部分で盛り込んでおります。

続いて2つ目の事業につきまして、5ページの事業評価も御覧ください。こちらが「事業統計システムの運用・保守業務」になります。こちらも実施事業者、受託事業者は、NTTデータビジネスシステムズになりまして、3者応札でしたので、競争性は確保されております。

2の評価ですけれども、終了プロセスに移行することが適切と考えまして、6ページ以降にその論拠を示しております。

サービスの質の部分なのですけれども、平成30年度に一部基準に満たない事項がございました。満足度調査の部分ですが、ただ、こちらにつきまして、翌年の元年度には改善されております。

また、実施経費につきましては、新たに追加した業務の経費を除いて比較すると削減をされておまして、先ほどの1つ目の事業と同様にまとめをしており、終了と評価しております。

最後、3つ目のグループウェアシステムの運用についてということで、8ページ目を御覧いただければと思います。こちら、受託事業者は、日立システムズでございまして、2社応札となっており、競争性は確保されております。

2の評価ですが、終了プロセスに移行することが適切と考えておまして、この根拠は9ページ以降を御覧いただければと思います。サービスの質は確保されており、実施経費につきましても、先ほど同様、新たに追加した業務を除いて比較しますと削減されていることから、評価のまとめ、10ページにございますように、終了と評価しております。

説明については以上です。

○事務局 ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 全体として、この評価等について全く異存ございませんで、このとおり進めていかれることがよろしいのではないかと私も思います。

ただ、1点だけ。昨今よく問題になっている、こういう形でシステムを開発していく中で、システム開発上のセキュリティの確保といえますかね。開発上のセキュリティの確保、つまり、子会社とか孫会社にシステム設計を依存した場合の、そこからの情報リークとか、そういったような観点で、これらの対象実施事業が十分その辺のところ確保されているかどうかのチェックというのはやっぱり当然された上での御結論だと思うのですが、その点、若干安心をいただくためのコメントをいただきたいのですが。

○飯村企画官 御質問、御指摘いただきまして、ありがとうございます。昨今、ニュースでも、再委託のときのセキュリティの確保、情報の流出等を原因とした事案というのがございます。本件に関しましては、もう既に御審議いただきました実施要項に基づいて実施していただいているので、本事業に対してセキュリティの御懸念の部分が確保されているかどうかというのは、小委での審議上はあまり議論にはならなかったところがございます。ただ、今後、実施府省のほうにも、こういった御意見があったということで伝えまして、セキュリティの確保というのはなされているのだろうというところは確認させていただきたいと思っております。

○稲葉委員 実施要項上からはそういったリスクが排除できるような仕組みには、現状はなっているという理解されているということですね。

○飯村企画官 再委託の際にどのようなセキュリティ確保するときのお約束といえますか、取り付けているかということになると思うのですがけれども、本件に関しては、仕様書等で明確に再委託先に対する情報の流出などを防ぐ点が記載されているか等というのは確認させていただきたいと思えます。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

稲生委員長、よろしく申し上げます。

○稲生委員長 それでは、先ほど稲葉委員から御発言いただきました、再委託の場合のリスクも配慮されているかといった確認事項については、事務局で確認いただいた上で、委員の皆さんに御連絡いただけると理解しておりますけれども、お願いしたいと思えます。

その上で、評価自体については異存はないということで、稲葉委員からのコメントについては特に異存がないということでよろしいかと思っておりますので、まとめまして、評価案については、監理委員会として異存はないということにしたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、議題4は非公開での審議となります。

(中略)

○稲生委員長 特に最後の議題になりますけれども、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。いろいろ多様な観点から御意見いただいておりますけれども、新型コロナ、確かにいろんな影響が公共サービス改革の業務においても増えていることは間違いないということかと思えます。

一方で、そういった危機的な状況はまだ続いているかと思えますけれども、これは新しいことに取り組むチャンスでもあろうかと思えます。ただ、一方で、稲葉委員をはじめ、いろいろ御指摘ありましたけれども、新しいことをする、これがシステムに置き換えられる、いろいろあるかと思えますが、国民目線ですね。国民の皆さんから見て、ああ、よかったなというような効果をきちんと検証しながら、新しい取組を行っていくことが必要だということが分かったなと感じております。

それから、コロナとの関係、難しい問題かと思えますけれども、これについての配慮を続けていく必要もあろうかと思えます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで本日の監理委員会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。

— 了 —